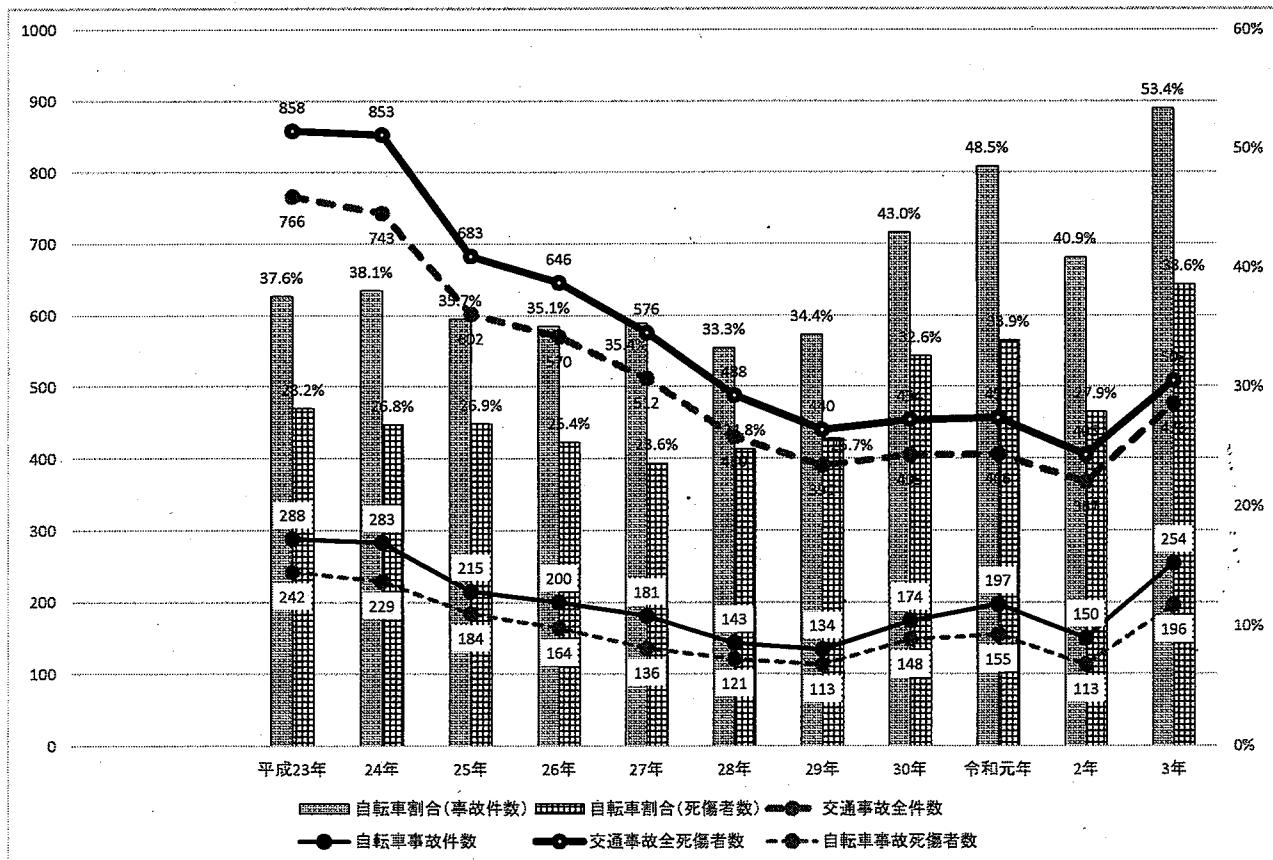


## 自転車事故年齢別死傷者数

文京区交通安全計画		第10次					第10次(改訂版)					第11次	
年		平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	
文京区	交通事故全件数	766	743	602	570	512	430	390	405	406	367	476	
	自転車事故件数	288	283	215	200	181	143	134	174	197	150	254	
	自転車割合(事故件数)	37.6%	38.1%	35.7%	35.1%	35.4%	33.3%	34.4%	43.0%	48.5%	40.9%	53.4%	
	交通事故全死傷者数	858	853	683	646	576	488	440	454	457	405	508	
	自転車事故死傷者数	子供	18	19	23	11	13	15	11	21	13	9	13
	若年層	40	31	31	21	12	17	16	13	20	9	18	
	成年層	161	145	109	102	85	72	66	94	95	73	131	
	高齢者	23	34	21	30	26	17	20	20	27	22	34	
	合計	242	229	184	164	136	121	113	148	155	113	196	
	(内、死者数)	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	
	自転車割合(死傷者数)	28.2%	26.8%	26.9%	25.4%	23.6%	24.8%	25.7%	32.6%	33.9%	27.9%	38.6%	
東京都	交通事故全件数	51,477	47,429	42,041	37,184	34,274	32,412	32,763	32,590	30,647	25,642	27,598	
	自転車事故件数	20,480	18,220	15,550	13,515	11,817	11,218	11,901	12,865	13,094	11,443	13,332	
	自転車割合(事故件数)	39.8%	38.4%	37.0%	36.3%	34.5%	34.6%	36.3%	39.5%	42.7%	44.6%	48.3%	
	交通事故全死傷者数	58,355	54,922	48,933	43,384	40,092	37,987	38,158	37,586	34,910	29,043	30,969	
	自転車事故死傷者数	子供	2,228	1,916	1,615	1,306	1,069	1,066	1,072	1,078	1,065	831	958
	若年層	3,220	2,769	2,254	1,902	1,542	1,330	1,451	1,544	1,471	1,158	1,290	
	成年層	10,478	9,401	8,034	7,047	6,204	5,822	6,063	6,369	6,301	5,648	6,587	
	高齢者	2,629	2,488	2,177	1,919	1,753	1,780	1,870	2,194	2,392	2,100	2,521	
	合計	18,555	16,574	14,080	12,174	10,568	9,998	10,456	11,185	11,229	9,737	11,356	
	(内、死者数)	38	34	31	38	33	36	28	25	34	34	18	
	自転車割合(死傷者数)	31.8%	30.2%	28.8%	28.1%	26.4%	26.3%	27.4%	29.8%	32.2%	33.5%	36.7%	



第 11 次

# 文京区交通安全計画

(令和 3 年度～7 年度)

文京区交通安全協議会

## 第1部 総論

### 第1章 計画の考え方

#### 1 計画策定の主旨

文京区交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、東京都交通安全計画を指針とし、文京区の特性を考慮して策定するものです。

文京区交通安全協議会は、交通事故から人命を守るため、昭和47年度以降、概ね5年毎に「文京区交通安全計画」を策定してきました。

「第11次文京区交通安全計画」は、交通事故のない社会を目指し、安全で安心な交通環境を実現するために策定したもので、区内の道路交通環境の整備、交通安全教育等についての総合的かつ、計画的な対策を明らかにし、区はもとより区民、地域活動団体及び関係行政機関の行動指針となるものです。

#### 2 計画の期間

この計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年です。

#### 3 第11次交通安全計画の目標

第10次改訂版文京区交通安全計画では、「交通事故による死傷者数を令和2年までに年間400人以下とする」という数値目標を立てました。関係者の努力等により、令和2年の死傷者数は405人と過去最少となりましたが、目標を達成することができませんでした。

引き続き、交通事故による死傷者数をゼロに近づけ、悲惨な交通事故のない社会を実現するため、第11次文京区交通安全計画の目標として、令和7年までに交通事故による死傷者数を年間380人<sup>\*</sup>以下とすることを目指します。

##### ※目標数値の設定について

計画の目標については、令和2年文京区の死傷者数405人／令和2年東京都の死傷者数29,043人≈1.4%

27,000人（第11次東京都交通安全計画目標値）×1.4%≈380人

社会情勢に応じた対策の展開などにより、年間で死傷者数380人以下という目標の達成を目指します。

## 第3章 重点課題

文京区内の交通事故は減少傾向を示していますが、引き続き交通事故のない地域社会を目指し、区内のあらゆる関係機関・団体が協力して交通安全対策を進める必要があります。

第2章での検証と第11次東京都交通安全計画を踏まえ、第11次文京区交通安全計画の目標『令和7年までに交通事故による死傷者数を年間380人以下とする』を達成するため、今後の5年間において、重点的に進める対策を重点課題として位置づけます。

### [重点課題]

- 1 高齢者の交通安全の確保
- 2 子供の交通安全の確保
- 3 自転車対策の推進
- 4 二輪車事故の防止
- 5 飲酒運転の根絶
- 6 先端技術の活用と『新たな日常』への対応

#### 1 高齢者の交通安全の確保

高齢者の交通事故死傷者数の推移をみると、第10次計画期間の年平均に対して、第10次改訂版計画期間の年平均では減少したものの、交通事故死傷者数に占める高齢者の割合は増加傾向にあります。また、東京都においては、65歳以上の高齢者が、他の年代と比較して致死率が高く、道路交通事故の死者の4割近くを占めているため、重点課題として設定しました。

高齢になると個人差はありますが、身体機能や認知機能が低下したり、とっさに判断したり、動くことが難しくなったりします。そのため、歩行中、自転車や二輪車乗車中、自動車運転中等、様々な場面で交通事故を防止する施策が必要となります。近年では、高齢者の自動車運転免許保有者の増加に伴い、運転者としての事故も増加しています。令和元年(平成31年)に発生した東池袋自動車暴走死傷事故など、高齢者による重大事故が発生しています。

対策の方向性としては、高齢者の安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道の改良や障害物の除去などによりバリアフリー化を進めます。さらに、高齢者等の安全な道路横断のためのバリアフリー対応型信号機の整備や道路標識の高輝度化、大型化等を推進します。高齢運転者に対しては、交通安全教育の推進や高齢運転者の安全支援、免許返納の啓発等を実施します。

「高齢者の交通安全の確保」のための施策		頁
第4章	道路交通環境の整備	
1	道路の整備	

	(6) 通学路等の周辺を通行する運転者に対する啓発活動	47
4	地域社会における交通安全運動の推進	
	(2) 子供への交通安全運動の推進	49
第6章	道路交通秩序の維持	
2	指導・取締りの強化	53
第7章	安全運転の確保	
5	自転車利用者対策の推進	59

### 3 自転車対策の推進

自転車事故による死傷者数は、第10次計画期間の年平均に対して、第10次改訂版計画期間の年平均では減少しました。しかし、交通事故死傷者数に占める自転車事故の割合は増加傾向にあります。また、全ての道路交通事故に占める自転車が関与する割合は、近年4割を超えて、東京都と比べても高いことから、重点課題として設定しました。

幅広い年齢層から利用されている自転車は、手軽で環境にも優しい乗り物です。また、近年では、自転車シェアリングや配達・デリバリー等様々な形態での利用が行われています。一方、自転車側の法令違反が原因となる事故や「自転車対歩行者」の交通事故件数が増加傾向にあることから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要になります。また、自転車は原則車道通行ではあるものの、歩道を通行する場合もあるため、交通事故の被害者・加害者双方になります。このため、自転車対策は自転車利用者のみならず、歩行者や自動車にとっても大変重要な施策であることから、ハード・ソフト両面から総合的自転車対策を推進します。

対策の方向性としては、見通しの悪い道路や交差点の改良、事故多発地点の滑り止め舗装など、自転車の安全走行に必要な交通安全施設の整備を進めるとともに、道路構成や地域の実態に応じて自転車通行空間の整備を検討するなど、自転車が利用しやすく、歩行者・自動車双方に安全な道路環境整備を推進します。また、「自転車安全利用五則」をはじめとした交通ルール・交通マナーを学び、自転車利用者が自ら自己防衛運転技術を取得できるよう、学校、職場、地域等に広く呼びかけるなど、自転車利用者のルール遵守・マナー向上の普及啓発を図ります。

「自転車対策の推進」のための施策		頁
第4章	道路交通環境の整備	
1	道路の整備	
	(1) 幹線道路の整備	
	③ 歩道の整備	30
	(2) 生活道路及び通学路の整備	
	③ 生活道路及び通学路における交通事故防止対策の推進	31
	(3) 自転車通行環境の整備	
	① 自転車専用の走行空間の整備	32
	② 自転車と歩行者の分離	33
	③ 自転車と歩行者の共存	33
4	交通規制の実施	
	(1) 交通実態に即した交通規制	
	工 自転車対策	39

<b>第5章</b>	<b>交通安全意識の啓発</b>	
2	学校等における交通安全教育	
(2)	小学校	41
(6)	高等学校	43
(7)	保護者等に対する啓発	
エ	自転車通行ルールの遵守	43
キ	小学生対象の自転車運転免許証発行	44
ク	「幼児二人同乗用自転車」	44
3	交通安全に関する広報啓発活動	
(4)	自転車用ヘルメット着用促進に向けた啓発活動の推進	46
(8)	薄暮時及び夜間の交通安全対策の推進	48
4	地域社会における交通安全運動の推進	
(1)	地域ぐるみの交通安全運動の推進	
イ	夜間の無灯火走行や二人乗り	48
エ	交通ボランティア及び地域住民等と連携	49
オ	点検整備について	49
(4)	高齢者への交通安全運動の推進	
ク	自転車利用者に対する指導啓発活動	51
<b>第6章</b>	<b>道路交通秩序の維持</b>	
1	駐車対策の推進	
(4)	二輪車駐車対策の推進	53
(5)	放置自転車対策	53
2	指導・取締りの強化	
(4)	自転車利用者対策の推進	54
(6)	不法占用、放置物件の取締り	55
<b>第7章</b>	<b>安全運転の確保</b>	
5	自転車利用者対策の推進	
(1)	自転車利用者のルール遵守・マナー向上の普及啓発	60
(2)	成人層に対する自転車安全利用の普及	60
<b>第9章</b>	<b>被害者の支援等</b>	
3	区民交通傷害保険への加入促進	64
4	自転車の保険	66
<b>第10章</b>	<b>災害に備えた道路交通環境の整備等</b>	
1	災害に強い交通施設等の整備	
(2)	電線類の地中化の促進	
イ	無電柱化に合わせた信号用ケーブルの地下線化	67

#### 4 二輪車事故の防止

二輪車事故による死傷者数は、第10次計画期間の年平均に対して、第10次改訂版計画期間の年平均は減少しましたが、全体に占める二輪車事故の死傷者割合は令和元年から増加傾向にあります。また、東京都における二輪車乗車中の死者数は、道路交通事故の死者全体の4分の1を占めており、この割合は全国と比較しても高い割合であることから、重点課題として設定しました。

対策の方向性としては、見通しの悪い道路や交差点の改良、事故多発地点の滑り止め舗装など、二輪車の安全走行に必要な交通安全施設の整備を進めます。また、学校等における交通安全教育や地域社会における交通安全意識の高揚、指導・取締りの強化なども合わせて推進します。

# 文京区自転車活用推進計画

## 概要版

～安全で快適に自転車を活用できるまちづくり～



### 文京区自転車活用推進計画とは

本計画は、2017年5月に施行された自転車活用推進法第11条に基づき、本区における自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

本計画では、「安全で快適に自転車を活用できるまちづくり」を目標とし、以下の4つの基本方針に基づき取組を推進します。

#### 基本方針 1 まもる

ルールやマナーを遵守した  
安全な自転車利用の促進

#### 基本方針 2 はしる

安全で快適な  
自転車通行環境の形成

#### 基本方針 3 とめる

自転車を適切に停められる  
駐輪環境の構築

#### 基本方針 4 つかう

自転車の役割拡大  
・活用推進



## 実施すべき施策

4つの基本方針のもと、以下に示す8つの実施すべき施策と、それらの施策を着実に推進するための具体的な取組を推進します。

### 基本方針1 まもる | ルールやマナーを遵守した安全な自転車利用の促進

#### 施策1 安全・安心な自転車利用に向けた取組の推進

##### ●自転車利用者に対する交通安全教育の実施

- ・高齢者に対する交通安全教育



文京区交通安全区民のつどい

- ・学校等における交通安全教育



区内で実施した体験型交通安全教室

- ・企業による交通安全教育の支援

##### ●交通ルール・マナーに関する周知・啓発の推進

##### ●警察における指導・取締り

##### ●自転車損害賠償責任保険等への加入促進

##### ●適切な自転車利用に関する周知・啓発

##### ●通学路等の安全点検の実施

### 基本方針3 とめる | 自転車を適切に停められる駐輪環境の構築

#### 施策3 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進

##### ●駐輪場の整備

- ・区営駐輪場の設置推進
- ・マンションや商業施設等での駐輪場の設置促進
- ・民有地を活用した駐輪場の設置促進

##### ●安全で快適な駐輪場環境の提供

##### ●駐輪場の維持管理



スライド式の駐輪機



駐輪場内の防犯カメラ

#### 施策4 放置自転車対策の推進

##### ●放置自転車の防止

##### ●放置自転車の返還及び有効活用

##### ●放置自転車の撤去・整理



## 実施すべき施策

### 基本方針2 はしる | 安全で快適な自転車通行環境の形成

#### 施策2 自転車通行空間の計画的な整備推進

##### ●自転車通行空間の整備

- ・自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間の整備

自転車ネットワーク  
計画の詳細はP.4～



自転車専用通行帯（白山通り）



車道混在（特別区道文第834号）

##### ●自転車通行空間の維持管理

##### ●自転車通行空間上の路上駐車への対策

### 基本方針4 つかう | 自転車の役割拡大・活用推進

#### 施策5 シェアサイクルの普及促進

##### ●公共用地・民地・鉄道駅等へのサイクルポートの設置促進

- ・サイクルポートの設置促進

- ・サイクルポートの適正な維持管理



様々な場所に設置されたサイクルポート（左：路上、中：公共用地、右：民有地）

##### ●シェアサイクルの安全利用の促進

#### 施策6 多様なニーズに対応した自転車活用の推進

##### ●多様なニーズに対応した自転車活用の情報発信

#### 施策7 災害時における自転車活用の推進

##### ●災害時における自転車活用の推進

#### 施策8 ICTを活用した自転車利用の推進

##### ●ICTを活用した自転車利用の推進



出典：自転車活用推進官民連携協議会  
(国土交通省WEBサイト)

# 文京区自転車ネットワーク計画

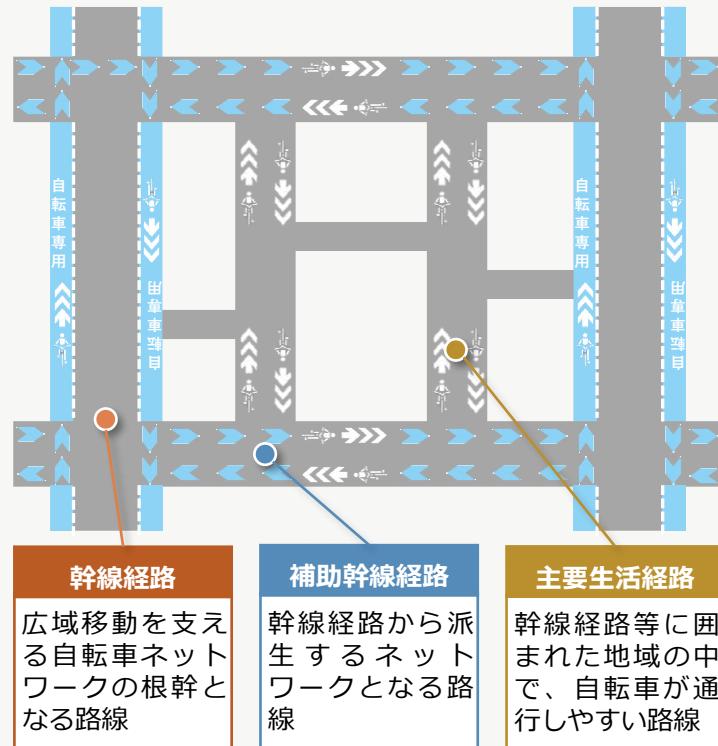
## 文京区自転車ネットワーク計画とは

文京区自転車活用推進計画では、自転車が安全で快適に通行できる自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、「文京区自転車ネットワーク計画」を定めます。これは、区内で自転車が安全かつ連続的に通行できるように自転車ネットワーク路線を定め、それらの路線の整備形態等を示す計画のことです。

## 自転車ネットワーク路線の考え方

区内の道路は、自転車の主要なネットワーク軸を形成する国道、都道等の幹線経路と、施設へのアクセスを確保する主要生活経路に分類されます。本計画では、自転車ネットワーク路線を、幹線経路、補助幹線経路、主要生活経路に分類し、役割に応じた整備を行っていきます。

路線の分類	役割	整備イメージ
幹線経路	自転車の安全で快適な通行環境を確保し、広域移動を支える自転車ネットワークの根幹となる路線	
補助幹線経路	幹線経路から派生するネットワークとなる路線	
主要生活経路	幹線経路等に囲まれた地域の中で発生する自転車交通の安全性を向上させ、自転車が通行しやすい路線	



道路標識・道路標示により視覚的に分離した自転車が通行するための車両通行帯



車道内における自転車の通行位置及び進行方向を示し、自動車に自転車が車道内で混在することを矢羽根型路面標示で注意喚起したもの

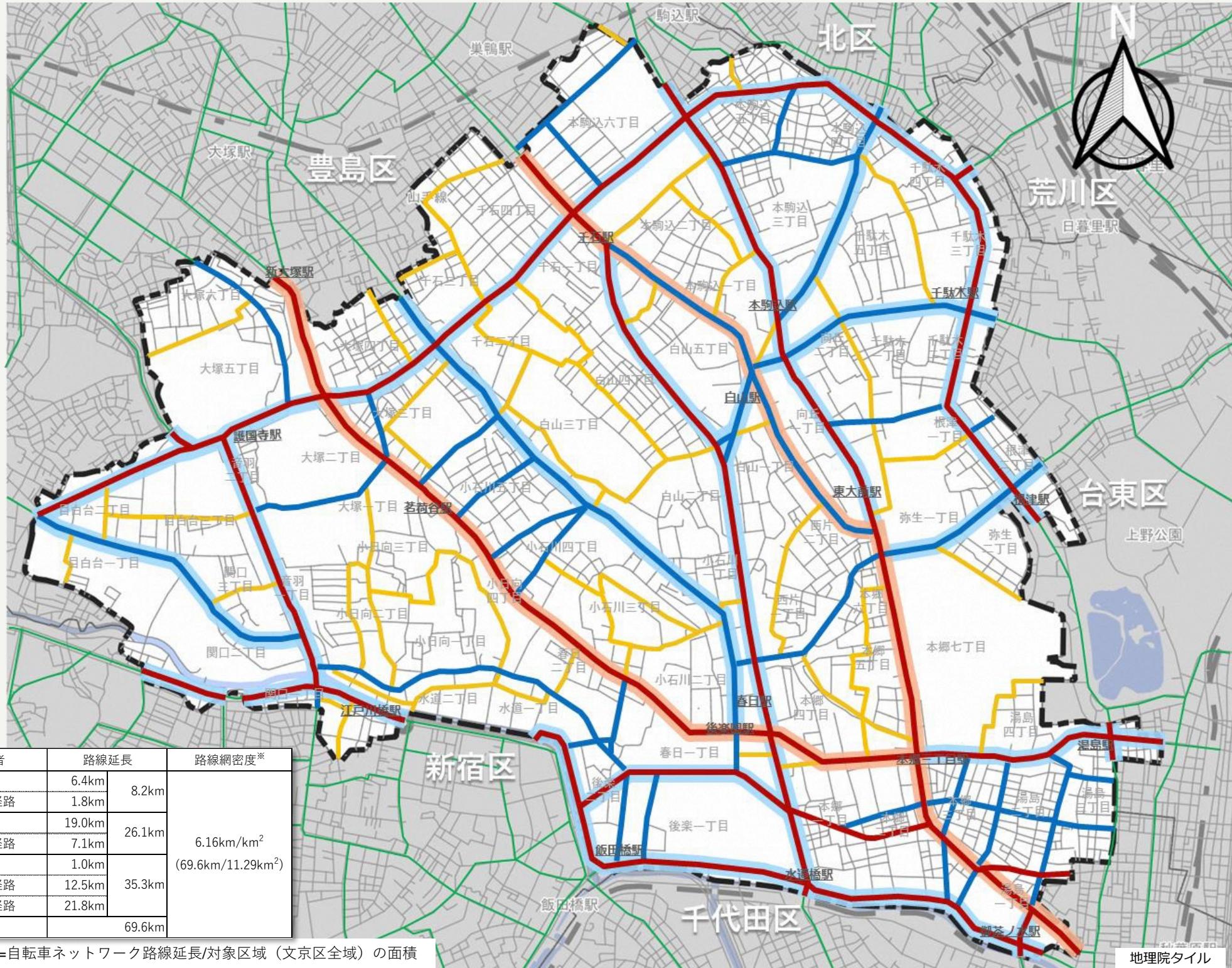


自動車と共に存する自転車の安全性向上のために、車道の左側端に自転車の通行位置及び進行方向を自転車ナビマークにより明示したもの



## 文京区自転車ネットワーク路線

選定した自転車ネットワーク路線について、幹線経路、補助幹線経路、主要生活経路の3種類に分類し、自転車通行区間の整備を推進します。分類した路線及びその内訳は以下のとおりです。



文京区自転車ネットワーク路線

地図：国土数値情報より作成

## 区道における整備スケジュール

区道における整備スケジュールは以下のとおりです。

なお、(ア)～(工)の路線については、バリアフリー整備工事に合わせて整備する路線を除いて自転車通行空間の整備を進めていきます。

路線	年度	令和4 (2022)	令和5 ('23)	令和6 ('24)	令和7 ('25)	令和8 ('26)	令和9 ('27)	令和10 ('28)	令和11 ('29)	令和12 ('30)	令和13 ('31)
(ア)安全性の向上	13.6km				設計・施工						
(イ)主要な路線	5.2km					中間見直し	設計・施工				
(ウ)連続性の確保	2.1km						設計・施工				
(工)上記以外の未整備路線	6.2km							設計・施工			
バリアフリー整備工事にあわせて整備する路線	3.5km								設計・施工 (350m/年)		

### ＜整備優先度の考え方＞

#### (ア) 安全性の向上

安全性の観点（事故、ヒヤリハット）から整備が必要な路線を優先します。

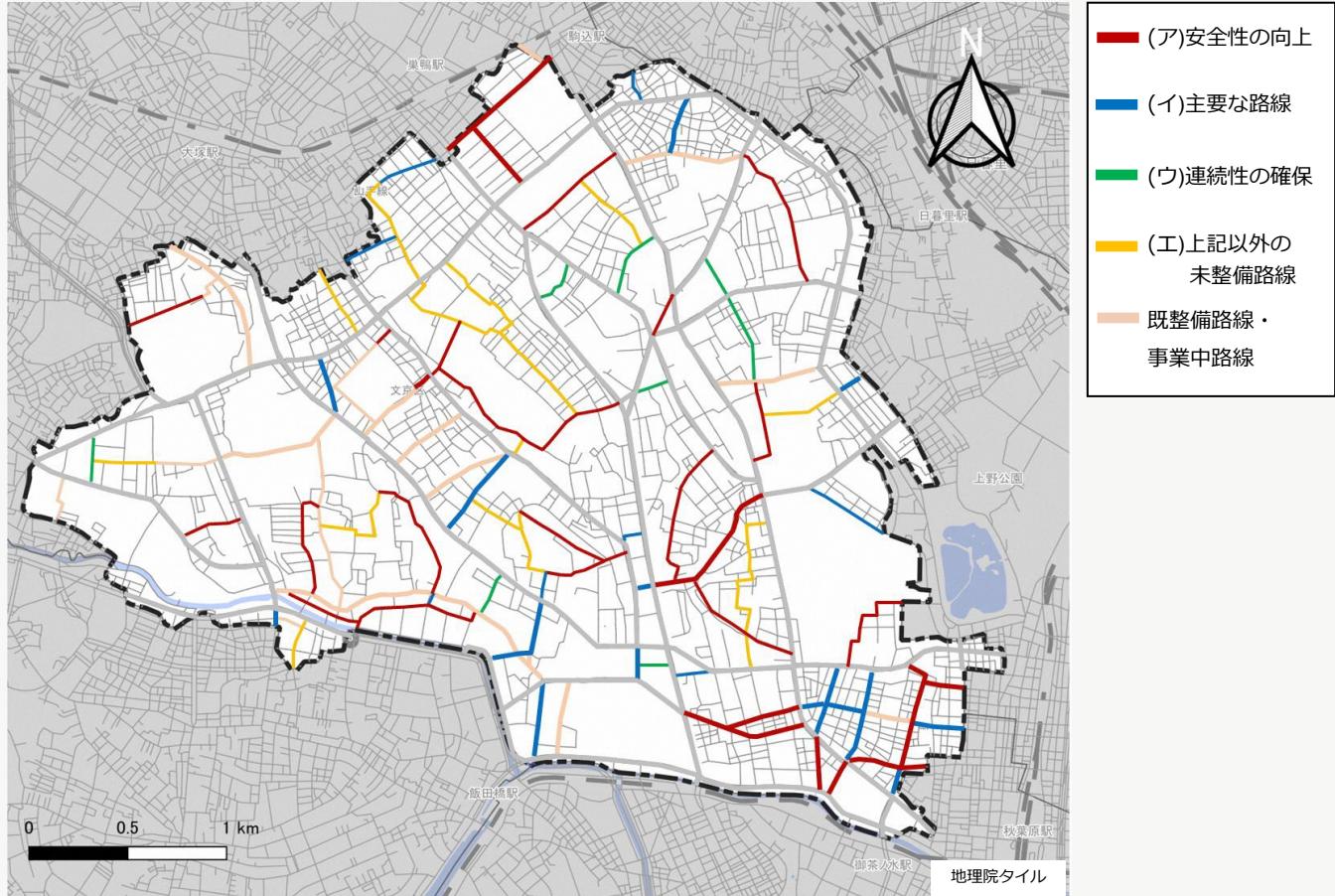
自転車専用通行帯や車道混在の整備が可能な歩道がある主要な路線を優先します。

#### (イ) 主要な路線

路線の両端が幹線経路又は補助幹線経路に接続し、ネットワーク機能の早期発現に資する路線を優先します。

#### (ウ) 連続性の確保

既整備路線・事業中路線



整備優先度から分類した路線

## 計画の期間

計画の期間は、国及び都の次期計画を踏まえ、10年間（2026年度中間見直し）とします。



## 計画の推進体制

計画に位置付けられた取組については、国や東京都、関係機関と連携しながら推進します。文京区、東京都、国、企業・団体、区民等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して自転車活用の推進に向けて取り組んでいきます。

## 計画のフォローアップ

本計画では、各施策の進捗状況のフォローアップにあたって、以下の指標を設定しています。

基本方針	指標	現況値	目標値
1 まもる	自転車の車道通行割合※1	47% (2021年10月)	100%を目指す※1
	自転車の車道逆走者数	8人 (2021年10月)	0人 (2030年10月)
2 はしる	自転車ネットワーク路線整備延長	国道 4.9km	—※6
		都道 19.4km	—※6
		区道 6.7km	(2031年3月)
		合計 31.0km	35.3km
	自転車ネットワーク路線整備率	45%	—
3 とめる	自転車ネットワーク路線網密度	2.75km/km <sup>2</sup>	—
	駐輪場の稼働率	定期※2 93%※5 (2019年度平均)	95% (2030年度平均)
		一時※3 83%※5 (2019年度平均)	105% (2030年度平均)
	駅周辺の放置自転車台数	550台※5 (2019年10月)	275台以下 (2030年10月)
	自転車の放置率※4	20.7%※5 (2019年10月)	10.0%以下 (2030年10月)
4 つかう	自転車関連事故の発生件数	197件※5 (2019年)	140件以下 (2025年)
	自転車乗用中死傷者数	155人※5 (2019年)	106人以下 (2025年)
	参考	車道の走行環境の満足度 27% (2021年)	自転車利用環境に対する各満足度は、計画の見直し・改定時期に調査し、現状より増加を目指すとともに、不満点などの結果は、施策に反映していく
		駐輪環境の満足度 17% (2021年)	
		シェアサイクルの利用環境の満足度 23% (2021年)	
	総合的な自転車の利用環境の満足度 27% (2021年)		

※1 車道通行の例外である13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているときや、道路工事や連続した駐車車両のために車道の左側を通行することが困難な時など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるときを除き算定する

※2 定期利用制駐輪場稼働率は「年平均利用台数/収容可能台数」

※3 一時利用制駐輪場稼働率は「年間利用回数/(各駐輪場の台数×年間使用可能日数)」

※4 自転車の放置率は「放置自転車の台数/(駐輪場の利用台数+放置自転車の台数)」

※5 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、現況値は2019年の数値を使用

※6 国道・都道における自転車通行空間の整備時期等は、各道路管理者及び交通管理者において決定するため未確定

## 文京区自転車活用推進計画 概要版

令和4年（2022年）7月

発行／文京区

編集／土木部管理課

〒112-8555 東京都文京区春日一丁目16番21号  
電話 03-3812-7111（代表）

印刷物番号I0122001

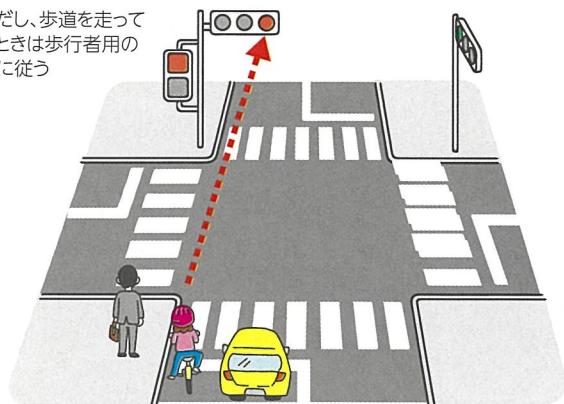


もう一度確認してみましょう

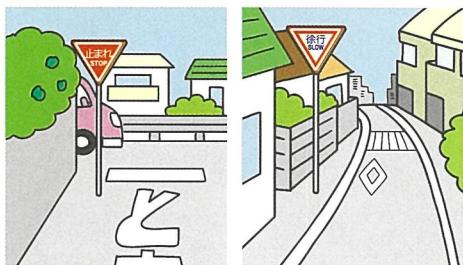
# 守りましょう！自転車の交通ルール

 「歩行者・自転車専用」の表示がない場合  
車両用の信号に従わなければいけません

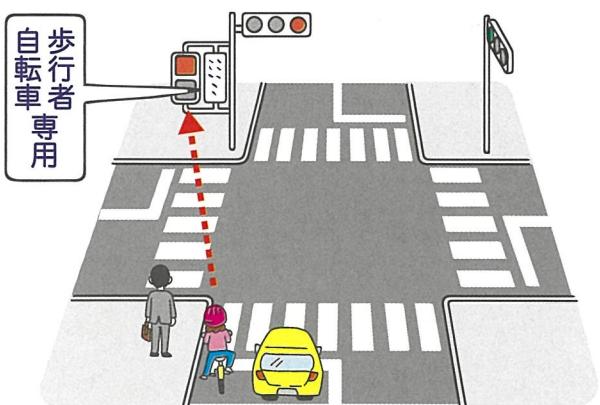
※ただし、歩道を走っているときは歩行者用の信号に従う



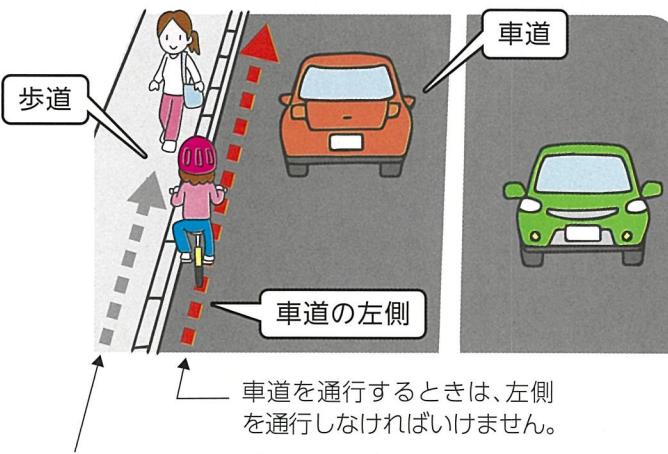
 道路標識・標示に従い、一時停止やすぐに停止できるような速度で通行するなどして、安全を確認しなければいけません



 「歩行者・自転車専用」の表示がある場合  
歩行者用の信号に従わなければいけません



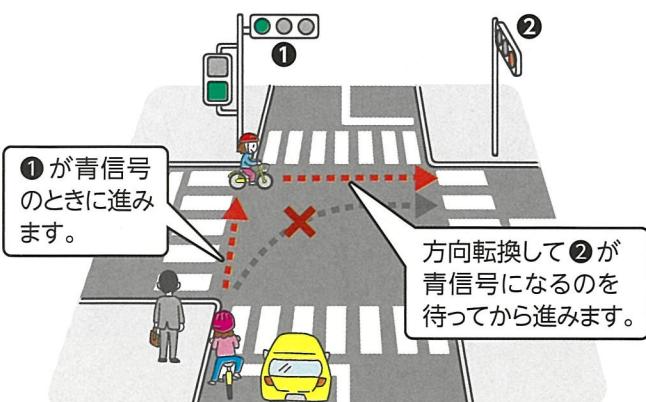
 車道と歩道の区別のある道路では、原則として、車道を通行しなければいけません



車道を通行する場合は、左側を通行しなければいけません。

歩道を通行する場合は、車道寄りを安全な速度で通行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、止まらなければいけません。

 右折する場合は、図のような方法で右折しなければいけません



## 歩道を通行することができる場合

- 道路標識により自転車が歩道を通行することができるとされているとき
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- 自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき



# これはダメ ぜったいやめよう！やめさせよう！

他の自転車と並んで走行してはいけません



自転車で二人乗りをしてはいけません



スマートフォン等の画面を見ながら運転してはいけません



傘差し運転をしてはいけません



飲酒運転は禁止です



夜間や暗い場所では前照灯を点灯させなければいけません



## 自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等※に加入している必要があります!! (令和2年4月1日~)

自転車利用中に事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、相手にけがなどをさせることができます。万が一に備えて、保険等に加入している必要があります。

※自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

● 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する保険等に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条)

● 保護者の方は、未成年のお子さんが自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する保険等に加入しなければなりません。

(東京都自転車安全利用条例第27条の2)

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等は、傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約することもできます。また、コンビニエンスストアやインターネット等を利用して手軽な手続で加入できる自転車向け保険もあるほか、点検整備された自転車の車体に付帯された保険(TSマーク付帯保険)もあります。既に加入している保険等に補償が付いている場合もありますので、確認してください。詳細は、保険会社や保険代理店にお問い合わせください。

## 自転車側が加害者になった賠償責任の例

男性がタ方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行して交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した(約6,700万円)。(東京地裁、平成15年9月30日判決)

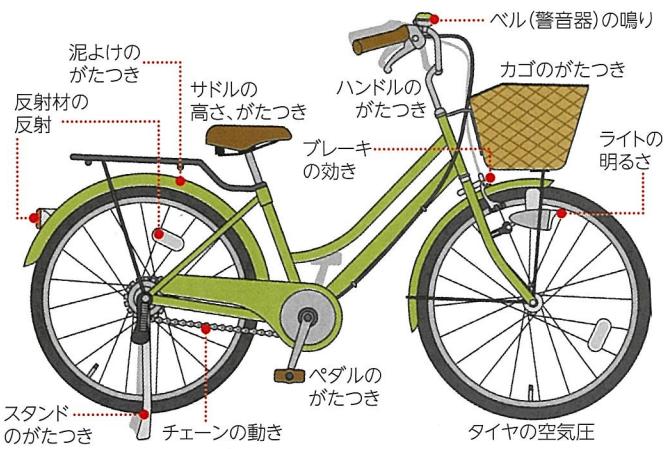


## ヘルメットをかぶりましょう

- 保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。(道路交通法第63条の11)
- 自転車利用者は、年齢を問わず、ヘルメット等の着用に努めるものとされています。(東京都自転車安全利用条例第19条)

## 点検整備をしましょう

自転車は日常的に点検整備しましょう。また、年に一回程度は自転車店等で点検整備してもらいましょう。



# 自転車 TS マーク取得費用助成事業

自転車損害賠償保険の加入と、定期的な点検と整備により、安全性の高い自転車の利用を促進するため、自転車TSマーク取得費用の助成を行います。

## TSマークとは？

自転車安全整備店に勤務する自転車整備士が点検整備基準に基づいて点検整備した普通自転車に貼るシールのことで、1年間有効な傷害保険と賠償責任保険が付帯されています。

※補償は、死亡や15日以上の長期入院、重度後遺障害を負った重傷以上の事故のみが対象となります。補償内容をよく確認のうえ、必要に応じ別途傷害・賠償責任保険に加入することをお勧めします。



日本自転車点検整備協会  
日本交通管理技術協会

賠償責任・傷害保険付(1年間有効)

自転車安全整備士番号

点検□年□月□日

## 対象

文京区内在住の個人及び文京区に住所を持つ事業所



※道路交通法違反、罰則があります。

## 内容

文京区内の自転車安全整備店（下表）でTSマークを取得する際、点検・整備にかかった費用のうち千円を割引します。

（部品交換等が必要な場合は費用別途）



横断歩道は歩いて渡りましょう！

## 助成を受ける方法

店舗で配布する自転車安全運転に関するリーフレットをお読みのうえ、店舗に備えてある割引券に必要事項を記載して店舗に提出してください。

## 持ち物

自転車と住所が確認できる書類（免許証・保険証・郵便物・名刺等）

つけた光が命を守る



## 自転車安全整備店一覧

※令和4年6月1日現在。最新の情報は区のホームページでご確認いただけます。

店名	所在地	TEL	店名	所在地	TEL
1 大畑サイクルサービス	本駒込1-7-11	03-3941-7963	8 サイクルスポット 後楽園店	小石川2-25-13	03-5840-8260
2 (有)加藤モータース	目白台3-25-12	03-3941-9306	9 サイクルスポット 後楽園別館	小石川2-25-10	03-5615-9050
3 (株)キリン商会	本郷4-3-3	03-3811-2594	10 サイクルスポット 西日暮里店	千駄木3-25-6	03-5834-0915
4 藤野商店	本駒込5-1-2	03-3941-0769	11 ちゃりんこハウス	白山5-5-4	03-3814-1007
5 徳田輪業	千石4-44-8	03-3941-4941	12 ライフサイクル ブレイス	本駒込5-47-4	03-5685-2551
6 サイクルスポット 千石店	本駒込2-29-14	03-6902-9711	13 オリンピック 白山店	西片1-17-11	03-3813-9121
7 サイクルスポット 湯島店	湯島3-34-6	03-5817-4925			

お問合せ：土木部管理課交通安全係 TEL 03-5803-1244



文京区



印刷物番号：I0122002